

佐久市建設工事等に係る請負契約等代金債権の譲渡に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、請負契約等の請負者等が流動資産担保融資保証制度を利用する場合において、請負約款又は委託約款に基づき、市長が行う請負契約等代金債権の譲渡の承諾に関し、請負約款又は委託約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請負契約等 市の発注する建設工事又は建設工事に係る業務委託に関する契約（変更契約を含む。）をいう。
- (2) 請負者等 市と請負契約等を締結した者をいう。
- (3) 流動資産担保融資保証制度 中小企業信用保険法（昭和26年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険契約に基づき、中小企業者が信用保証協会による債務の保証を受け、自己の保有する売掛債権を担保として、金融機関から融資を受ける制度をいう。
- (4) 請負契約等代金債権 請負契約等に係る代金の支払請求権をいう。なお、請負契約等の変更により、請負契約等に係る代金に増減が生じた場合は、変更後の額とする。
- (5) 請負約款 市長が別に定める建設工事請負契約約款をいう。
- (6) 委託約款 市長が別に定める業務委託契約約款をいう。

(債権譲渡の対象)

第3条 譲渡の対象にできる債権は、請負約款又は委託約款に規定する請負契約等に係る請負契約等代金債権とする。ただし、請負契約等代金債権の譲渡が不相当であると市長が認めるものは、除く。

(譲渡人及び譲受人)

第4条 債権の譲渡人（以下「譲渡人」という。）となることができる者は、流動資産担保融資保証制度を利用しようとする請負者等とする。

2 債権の譲受人（以下「譲受人」という。）となることができる者は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和26年政令第360号）第1条の2に規定する金融機関とする。この場合において、譲渡人から譲り受けた債権は、信用保証協会及び金融機関が民法（明治29年法律第89号）第264条の例によりこれを管理するものとする。

(譲渡できる債権の金額)

第5条 流動資産担保融資保証制度を利用するため譲受人に譲渡できる債権の額は、請負契約等代金債権の額から、前金払により支払いをした金額及び部分払により支払いをした金額（以下「前金払等により支払いをした金額」という。）を控除した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、設計額が300万円未満の工事で、契約保証金が免除されている請負契約等の代金債権を譲渡する場合は、請負契約等代金債権の額から部分払により支払いをした金額及び請負契約等が解除された場合における違約金等の支払い請求権に基づく金額を控除した額を譲渡するものとする。

(契約解除時の譲渡債権の金額)

第6条 請負契約等が解除された場合に譲渡できる債権の額は、出来高精算額（検査に合格した部分に相応する額。以下同じ。）から前金払等により支払いをした金額を控除した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、設計額が300万円未満の工事で、契約保証金が免除されている請負契約等が解除された場合は、出来高精算額から部分払により支払いをした金額及び請負契約等が解除された場合における違約金等の支払い請求権に基づく金額を控除した額を譲渡するものとする。

(債権承諾の依頼)

第7条 債権譲渡の承諾（変更承諾を含む。）を依頼しようとする請負者等は、債権譲渡（変更）承諾依頼書（様式第1号。以下「依頼書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 譲渡人と譲受人が締結した債権譲渡担保契約証書の写し
- (2) 譲渡人の印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。）
- (3) 市税の納税証明書

(4) 保証人その他の利害関係人の承諾書（債権譲渡について保証人その他の利害関係人がいる場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 依頼書及び前項各号の書類（以下「依頼書等」という。）の提出は、持参によるものとする。
（債権譲渡の承諾等）

第8条 市長は、前条の規定による依頼書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、請負者等に対し、債権譲渡（変更）承諾書（様式第2号。以下「承諾書」という。）により通知するものとする。

2 市長は、承諾の依頼及び承諾の状況を債権譲渡整理簿（様式第3号）により管理するものとする。
（債権金額の請求等）

第9条 譲受人は、第5条及び第6条に規定する債権の範囲内において、請負契約等に係る代金を請求することができる。

2 譲受人は、前項の規定による請求をしようとするときは、請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 依頼書及び承諾書の写し

(2) 債権譲渡担保契約証書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（かし担保責任）

第10条 譲渡人のかし担保責任は、請負契約等代金債権が譲受人に譲渡された後においても、なお存続するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

様式第1号（第7条関係）

債権譲渡（変更）承諾依頼書

年 月 日

（依頼先）佐久市長

（甲）譲渡人 住所
（請負者） 氏名 （名称及び代表者の氏名） 実印

（乙）譲受人 住所
（金融機関） 氏名 （名称及び代表者の氏名） 実印

（丙）譲受人 住所
（信用保証協会） 氏名
上記代理人（乙の名称及び代表者の氏名） 実印

譲渡人（以下「甲」という。）は、佐久市に対して有する下記の債権（以下「譲渡債権」という。）につき、中小企業信用保険法第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る保証制度であって、流動資産担保融資保証制度要綱（平成13年12月14日中庁第3号）に基づくものを利用するため、年月日、債権担保を目的として、これを金融機関名（以下「乙」という。）及び長野県信用保証協会（以下「丙」という。）の両者に譲渡し、この両者（以下「譲受人」という。）は、譲渡債権を準共有として譲り受けましたので、佐久市建設工事等に係る請負契約等代金債権の譲渡に関する事務取扱要綱に基づき譲渡を承諾していただきますよう依頼します。

なお、本件に係る請負約款等に規定するかし担保責任は、甲に留保されることとし、譲渡債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

本件債権譲渡の承諾を得た後は、請負代金の請求は譲受人が行い、譲渡人は一切の請求を行いません。また、清算は譲渡人、譲受人間で責任をもって行い、貴市には一切ご迷惑をお掛けいたしません。

債権譲渡のご承認が頂けた場合、譲渡債権のお支払いにつきましては、譲受人が指定した下記の預金口座にお振り込み下さいますよう、お願い申し上げます。

記

1 譲渡債権の表示

- (1) 工事（委託業務）名
- (2) 工事（履行）場所
- (3) 工期（履行期間） 年 月 日 から
年 月 日 まで
- (4) ① 請負代金額 金 円
（出来高精算額）
- ② 前払金額 金 円
- ③ 既部分払額 金 円
- ④ その他控除額 金 円
- ⑤ 債権譲渡額 金 円

2 譲受人が指定した預金口座の表示

- (1) 金融機関名
- (2) 預金種別、口座番号
- (3) 口座名義人

様式第2号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

債権譲渡（変更）承諾書

第 年 月 日 号

(甲) 譲渡人 住所
(請負者) 氏名 様

(乙) 譲受人 住所
(金融機関) 氏名 様

(丙) 譲受人 住所
(信用保証協会) 氏名
上記代理人 様

佐久市建設工事等に係る請負契約等代金債権の譲渡に関する事務取扱要綱に基づき、下記の請負契約等代金債権の譲渡については、下記事項の条件を付して、本件に係る請負約款（委託約款）第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、譲渡人のかし担保責任は、請負契約等代金債権が譲受人に譲渡された後においても、なお存続するものとする。

記

1 譲渡債権の表示

- (1) 工事（委託業務）名
- (2) 工事（履行）場所
- (3) 工期（履行期間） 年 月 日 から 年 月 日 まで
- (4) 債権譲渡額 金 円

2 譲渡できる甲の債権の額は、請負契約等代金債権の額から前金払により支出した金額及び部分払により支出した金額（以下「前金払等により支出した金額」という。）を控除した金額とする。ただし、設計額が300万円未満の工事で契約保証金が免除されている請負契約等の代金債権を譲渡する場合は、請負契約等代金債権の額から部分払により支出した金額及び請負契約等が解除された場合における違約金等の支払い請求権に基づく金額を控除した金額を譲渡するものとする。

3 請負契約等が解除となった場合に譲渡できる甲の債権の額は、出来高精算額（検査に合格した部分に相応する額）から前金払等により支出した金額を控除した金額とする。ただし、設計額が300万円未満の工事で契約保証金が免除されている請負契約等が解除された場合は、出来高精算額から部分払により支払いをした金額及び請負契約等が解除された場合における違約金等の支払い請求権に基づく金額を控除した額を譲渡するものとする。

4 甲、乙及び丙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

5 請負契約等代金債権の請求は、請負約款（委託約款）に規定する完成(完了)検査合格後に行うものとする。

佐久市長

印

確定日付印欄

承諾番号

※ 確定日は、承諾日と同日とすること。

様式第3号（第8条関係）

債権譲渡整理簿

受付 番号	受付 年月日	工事名	請負契約 等年月日	請負契約等代 金債権の額 (円)	請負者等	債権譲渡額(円)	譲受人	工事担当課	承諾 年月日	不承諾 年月日

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

請 求 書

（請求先）佐久市長

譲受人 住 所
（金融機関名） 氏 名 実印

譲受人 住 所
（信用保証協会） 氏 名
上記代理人 実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る請負契約等代金債権について、
下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 承諾番号 第 _____ 号

3 支払口座等
（1）振込金融機関名

（2）預金の種別、口座番号

（3）口座名義(ふりがな)

4 請求者の連絡先
住 所
氏 名
電 話
ファックス